

令和元年6月3日

一 関 信 用 金 庫

## 「領収証の発行」・「現金お届けの取扱い」について

- 1、 当金庫では、お客様から現金、小切手、通帳、証書、預金払戻請求書等（登記済権利証等も含みます）をお預かりする際は、必ず当金庫所定の「領収証」をお渡ししておりますので、記載内容をご確認のうえお受け取りください。
- 2、 当金庫所定の「領収証」以外のもの（名刺やメモ等）を領収証としてお渡しすることはございません。
- 3、 お渡ししました「領収証」は、手続が完了するまでの間、大切に保管してください。
- 4、 当金庫職員は、お客様の現金、通帳、証書等を10日を超えてお預かりすることはありません。
- 5、 個人のお客様のご依頼で定期預金・定期積金を中途解約し現金をお届けする場合、取扱店舗から電話にて現金お届けの事実確認をさせていただきます。  
いずれの場合も、「領収証控」の受領印欄にお届け印の押印をお願いいたします。お届けした現金については、預金計算書の現金支払額欄の金額と現金を、必ずその場でご確認ください。

※ご不明な点につきましては、下記に直接お問い合わせください。

《本件に関するお問い合わせ先》

一関信用金庫 個人営業部 Tel 0191-23-9358（直通）